

○埴町就学援助費支給要綱

(平成 24 年 3 月 21 日教育委員会告示第 5 号)

改正 平成 26 年 5 月 27 日教育委員会告示第 7 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 19 条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(援助の対象者)

第 2 条 援助の対象者は、町内に住所を有する児童生徒の保護者（学校教育法第 16 条の保護者をいう。以下同じ。）で次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する者（以下「要保護者」という。）

(2) 教育委員会が別表 1 の認定基準に基づき要保護者に準じる程度に困窮していると認定した者（以下「準要保護者」という。）

アからウまで 削除

(3) その他、教育委員会が特に必要と認める者

(援助対象費目)

第 3 条 援助の対象費目は、次に掲げるとおりとする。ただし、生活保護法による教育扶助を受給している者については、修学旅行費以外は支給しない。

(1) 学用品費 児童又は生徒が通常必要とする学用品の購入費

アからクまで 削除

(2) 通学用品費 小学校又は中学校の第 2 学年以上の学年に在学する児童又は生徒が通常必要とする通学用品の購入費

削除

(3) 校外活動費

ア 宿泊を伴わないもの 児童又は生徒が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動をいう。）のうち宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費及び見学科

イ 宿泊を伴うもの 児童又は生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費及び見学科

削除

(4) 新入学児童生徒学用品費 小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費

- (5) 修学旅行費 児童又は生徒が修学旅行（小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回に限る。）に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学科及び均一に負担すべきこととなるその他の経費
- (6) クラブ活動費 小学校又は中学校のクラブ活動（課外の部活動を含む。以下同じ。）の実施に必要な用具等で、当該活動を行う児童又は生徒全員が個々に用意することとされているものについて、当該用具又はその購入費及び当該活動を行う児童又は生徒全員が一律に負担すべきこととなる経費
- (7) 生徒会費 小学校又は中学校の生徒会費（児童会費、学級費、クラス会費を含む。以下同じ。）として一律に負担すべきこととなる経費
- (8) PTA会費 小学校又は中学校において、学校・学級・地域等を単位とするPTA活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費
- (9) 学校給食費 児童又は生徒の学校給食に要する費用の実費
- (10) 医療費 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の規定により学校において指示を受けた疾病の治療に要する実費
- (11) 通学費 児童又は生徒が在籍する学校に通学するための交通機関を利用するのに要する直接の費用。ただし、埴町児童生徒等通学費交付金要綱に基づく交付を受ける者は支給対象としない。

(援助額)

第4条 前条に掲げる援助対象費目に係る援助金の額は、国で定める要保護児童生徒援助費補助金の単価の範囲内で、教育委員会が定める額とする。

(受給の申請)

第5条 援助費の支給を受けようとする者は、就学援助申請書（様式第1号）及び別に定める必要添付書類を、当該学校長の意見を付し、学校長を経由して教育委員会へ申請するものとする。

(1)及び(2) 削除

(認定及び通知)

第6条 教育委員会は、前条の申請があったときは、その内容を審査し援助の認否を決定の上、就学援助認定結果通知書（様式第2号）により学校長に通知するとともに、認定したときは就学援助認定通知書（様式第3号）により、否認したときは就学援助否認通知書（様式第4号）により、申請者に対してその結果を通知するものとする。

2 前項に規定する審査については、民生委員に意見を求めることができる。

(支給の方法)

第7条 援助費の支給は、各学期末（7月、12月及び3月）に分けて支給する。ただし、第3条第1項第3号、第4号及び第6号から第8号に定める費目については年に1回支払うものとする。また、第3条第1項第5号については小学校6年間及び中学校3年間にそれぞれ1回を限度とする。

2 医療費については、医療機関からの請求に基づき当該医療機関に直接支払うものとする。

(援助期間)

第8条 この援助費の援助期間は、4月1日に始まり翌年3月31日で終了するものとする。

2 援助期間の中途から認定を受けた者については、申請をした日の属する月の翌月から支給対象とする。

(認定の取消し)

第9条 教育委員会は、転学等により援助を必要としなくなったときは、認定を取り消すものとし、就学援助受給取消通知書(様式第5号)をもって保護者に通知するものとする。

(委任事項)

第10条 学校長は、保護者の委任に基づき、援助費を代理受領できるものとする。

(その他)

第11条 その他必要な事項は、教育長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。埴町就学援助費支給要綱(平成18年教育委員会訓令第2号)は廃止する。

別表1(第2条関係)

準要保護認定基準

次の各項のいずれかに該当する者を「準要保護者」とする。

1 前年度又は当該年度において次の各号のいずれかの措置を受けた者

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護廃止又は停止

(2) 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項に基づく市町村民税の非課税

(3) 地方税法第323条に基づく個人の市町村民税の減免

(4) 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免

(5) 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免

(6) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条及び第90条に基づく国民年金掛金の減免

(7) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

(8) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条に基づく児童扶養手当の支給

2 1以外で次の各号のいずれかに該当する者で、前年度所得額が生活保護基準の1.3倍以下の世帯に属する者

- (1) 保護者が失業中又は職業が不安定で、生活状態が極めて悪いと認められる者
- (2) 経済的な理由により欠席日数が多い者

附 則(平成 26 年 5 月 27 日教育委員会告示第 7 号)

この告示は、公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

就学援助申請書

就学援助申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 6 条関係)

就学援助認定結果通知書

就学援助認定結果通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 6 条関係)

就学援助認定通知書

就学援助認定通知書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 6 条関係)

就学援助否認定通知書

就学援助否認定通知書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 9 条関係)

就学援助受給取消通知書

就学援助受給取消通知書

[別紙参照]